

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

◇告 示 町及び字の区域の新設等
字の区域の変更
土地改良法による換地処分(五件)

告 示

鳥取県告示第五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による箕蚊屋地区第二工区、第三工区、第四工区及び第

六工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和五十二年四月二十七日現在の地番による。)

下新印字河原端

下新印字河原端ノ二、二四の三の一部及び二六の一部、
下新印字河原端ノ一のうち二九の一部、三〇の一部、三四
の一部三五の一部、三六の一部、三六の三及びこれら
と一体をなす国有地以外の区域、下新印字京塚ノ一九八
の一部、二〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一
部、赤井手字西支田四四八の一部、四五〇から四五二まで
の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字下片淵四
四三の一部、四四四の一部、四四五、四四六、四四七の一、
四四七の三及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字上高
木四四〇の一の一部、四四〇の三の一部及び四四一の四の
一部、赤井手字中支田四七一の一の一部及び四七一の一と
一体をなす国有地の一部並びに赤井手字東支田四七二の一
の一部、四七二の三、四七四の一の一部、四七四の二の一
部、四七五の一の一部及び四七七の一部並びに四七二の一、
四七二の三、四七四の一、四七四の二、四七五の一、四七
五の二及び四七七と一体をなす国有地の一部

下新印字向田

下新印字東向田のうち三七の一の一部、三七の二の一部、
三七の三、三九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
以外の区域、下新印字山道ノ北四三の一の一部、四三の二

<p>下新印字 山道</p>	<p>の一部、四四の一部、四五の一部、四六の一部、四七の一部、五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四五の二と一体をなす国有地、下新印字清水五五の一部及び五六の一部並びに五五、五六、五八の一、六〇の一、六〇の二及び六一と一体をなす国有地の一部、下新印字下中江一五六の三、一五六の九及び一七九の二と一体をなす国有地の一部、下新印字西向田のうち一八六の一部、一八七の一部及び一八八の一部並びに一八二及び一八六と一体をなす国有地の一部以外の区域、下新印字京塚ノ一、一九六の一部、一九六の二の一部、一九六の四の一部、一九七の一部、一九八の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字竹下ノ一、二二〇の二の一部、二二〇の二、二二〇の三、二二一の一部、二二二の一部及び二二四の二の一部並びに二〇八の二、二〇八の三、二〇八の四、二二〇の一、二二〇の二、二二〇の三、二二一、二二二、二二四の二及び二二五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下新印字 山道ノ北四三の一部、四三の二の一部、四四の一部、四五の一部、四五の二、四六の一部、四八の一部、四八の二、四九、五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、下新印字清水五二の二と一体をなす国有地の一部、下新印字山道ノ南のうち五六三の一部、五六三の二の一部、五六七の二の一部、五六七の三の一部、五六七の四、五六九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下新印字平木ノ三、五七五の二の一部及</p>	<p>びこれと一体をなす国有地並びに下新印字平木ノ四、五七六の一部、五七七の一部、五七八の二の一部、五七八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>下新印字 堀田</p> <p>下新印字山道ノ北四一、四二、四三の一及び四三の二と一体をなす国有地の一部、下新印字山道ノ南五六七の二の一部、五六七の三の一部、五六七の四、五六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字堀田ノ三、六二〇の一部、六二一の二の一部、六二二の二の一部、六二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字堀田ノ二、六二二の二から六二三の四までの一部、六二五の二の一部、六二五の二の一部、六二六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字小河原六二七の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>赤井手字 四反田</p> <p>赤井手字上四反田三六七の一部、三七二の一部、三七三、三七四の一、三七四の三、三七五の二の一部、三七五の三、三七七の四から三七七の六まで及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字西屋敷三八一の二の一部、三八一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字中四反田五二一の一、五二二の三、五二二の二、五二二の三、五二三、五二四の一部、五二五の二の一部、五二五の二の一部、五二八の二の一部、五三三から五三六までの一部、五三七の二の一部、五三七の二、五三八から五四〇まで及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字東反ヶ坪ノ式、五〇三の四</p>

<p>赤井手字上反ヶ坪</p>	<p>の一部、五〇三の五の一部、五〇四の二の一部、五〇四の二の一部、五〇四の三、五〇四の五、五〇五の一、五〇五の二、五〇六の一、五〇六の三、五〇七の二から五〇七の四まで、五〇八の二、五〇八の三、五〇九の二、五〇九の三、五〇九の一、五〇九の四及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字東反ヶ坪老 五二二の四、五二二の五、五二二の四、五二二の五、五二二の四及び五二二の五、赤井手字下反田五四一から五四三まで、五四四の一部、五四五の一部、五四六の一部、五四六の二、五四六の三、五四七の一部、五四八の一部、五四八の二、五四八の三、五四九の一部、五四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに赤井手字西堂佛六七七の一部</p>
<p>赤井手字上反ヶ坪</p>	<p>赤井手字上四反田三七四の二、三七五の二の一部、三七六の一部、三七七の二の一部及び三七七の三の一部並びに三七七の一及び三七七の三と一体をなす国有地の一部、赤井手字上片淵四〇六の一、四〇六の三の一部、四〇七から四〇九まで、四一〇の二、四一一の一、四一一の四の一部、四二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二二の二の一部及び四二二の三と一体をなす国有地の一部、四二二の一及び四二二の三と一体をなす国有地の一部、赤井手字上高木四二七の三の一部、四二七の四、四二八の二の一部、四二八の三、四二九の一から四二九の三まで、四三〇の一から四三〇の三まで、四三一の三から四三一の五まで、四三五の三の一部、四三五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字西反ヶ坪四九四の</p>

<p>赤井手字下反ヶ坪</p>	<p>一の一部、四九七の一部、四九八の一部及び四九九、赤井手字東反ヶ坪ノ式 五〇〇の一、五〇〇の三、五〇〇の四、五〇一の一の一部、五〇一の三の一部、五〇一の四、五〇三の二の一部、五〇六の二の一部、五〇七の一、五〇八の一、五〇九の一、五一一の三及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字東反ヶ坪老のうち五二二の四、五二二の五、五二二の四、五二二の五、五二二の四及び五二二の五並びに五二二の一と一体をなす国有地以外の区域並びに赤井手字中四反田五二〇、五二二の二、五二二の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>赤井手字上高木四三五の三の一部、四三五の四の一部、四三六の二、四三六の三及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字下高木四九二の三から四九二の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四九二の一と一体をなす国有地の一部、赤井手字西反ヶ坪のうち四九四の一の一部、四九七の一部、四九八の一部及び四九九以外の区域、赤井手字東反ヶ坪ノ式 五〇一の二の一部、五〇一の三の一部、五〇二の一、五〇二の三、五〇三の二の一部、五〇三の三、五〇四の四、五〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇二の四と一体をなす国有地の一部、今在家字シンチラ五八の二、五八の三の一部、五九の一の一部、五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字上塚本一八五の一部、一八六の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字東四反田一八七の二の一部、一八七の</p>	<p>赤井手字上高木四三五の三の一部、四三五の四の一部、四三六の二、四三六の三及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字下高木四九二の三から四九二の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに四九二の一と一体をなす国有地の一部、赤井手字西反ヶ坪のうち四九四の一の一部、四九七の一部、四九八の一部及び四九九以外の区域、赤井手字東反ヶ坪ノ式 五〇一の二の一部、五〇一の三の一部、五〇二の一、五〇二の三、五〇三の二の一部、五〇三の三、五〇四の四、五〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇二の四と一体をなす国有地の一部、今在家字シンチラ五八の二、五八の三の一部、五九の一の一部、五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字上塚本一八五の一部、一八六の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字東四反田一八七の二の一部、一八七の</p>

<p>赤井手字高木</p> <p>三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに今在家字西四反畑二一九の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>赤井手字上片淵四二一の二の一部、四二三の二の一部、四二三の二の一部、四二三の四、四二三の五及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字上高木四二四の一、四二四の二、四二五の一、四二五の二、四二六、四二七の一、四二七の二、四二七の三の一部、四二八の二の一部、四三二の一、四三二の二、四三二から四三四まで、四三五の一の一部、四三七の一部、四三八の一部、四三九、四四〇の二の一部、四四〇の三の一部、四四〇の五、四四一の一、四四一の三、四四一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二八の二と一体をなす国有地の一部、赤井手字下片淵四四二の二の一部、四四三の一部及び四四四の一部並びに四四二の二と一体をなす国有地の一部並びに赤井手字東支田四七三、四七四の二の一部、四七四の二の一部、四七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四七四の二及び四七五の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>区域を変更する町及び字の名称</p> <p>二本木字西平垣</p> <p>同上の区域(昭和五十二年四月二十七日現在の地番による。)</p>	<p>二本木字鹿間</p> <p>二本木字西平垣のうち一八二の二及びこれと一体をなす国有地、二本木字鹿間のうち一八七の二、一八八の二の一部、一</p>
<p>二本木字長江田</p> <p>一八八の二、一八八の三の一部、一八九、一九〇、一九一の一から一九一の三まで、一九二の一、一九二の二、一九三、一九四の一から一九四の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、二本木字五反田一九五の二の一部、一九六の一、一九七の一及び一九九の二並びに一九五の二と一体をなす国有地の一部、今在家字ソトリ田九五の二の一部、九五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字棚下り九六の一部、九七の二、九八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに今在家字鹿間ノ上三五七の三の一部並びに三五七の一及び三五七の三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>二本木字鹿間一八七の一部、一八八の二の一部、一八八の二、一八八の三の一部、一八九、一九〇、一九一の二、一九一の三まで、一九二の一、一九二の二、一九三、一九四の一から一九四の三まで及びこれらと一体をなす国有地、二本木字五反田一九五の二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部、二本木字センゾク二六一の三の一部及び二六一の二の一部並びに二六一の三及び二六二の二と一体をなす国有地の一部、二本木字長江田三〇二の二の一部、三〇二の二の一部、三〇三の一部、三〇四、三〇四の一、三〇四の二、三〇五、三〇五の一から三〇五の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、二本木字堂殿三〇六の一部、三一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字鹿間ノ上三五七の三、三五八の二、三五九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに今在家字鹿間三六八の</p>		

<p>二本木字堂殿</p>	<p>二本木字大畑ケ</p>	<p>二本木字門田</p>	<p>二本木字センゾク</p>	<p>二本木字クソ田</p>	<p>二本木字五反田</p>
<p>二九八、三〇〇、三〇一の一、三〇一の四、三〇一の五、</p>	<p>二本木字大畑ケのうち二七六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>二本木字門田のうち二六八と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>二本木字クソ田二四七の二並びに二四六の二及び二四七の二と一体をなす国有地の一部、二本木字五反田一九五の一と一体をなす国有地の一部、二本木字センゾクのうち二六一の三の一部及び二六二の一の一部並びに二六一の三及び二六二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、二本木字門田二六八と一体をなす国有地、二本木字大畑ケ二七六と一体をなす国有地の一部並びに二本木字長江田三〇二の二の一部及び三〇三の一部並びに三〇〇、三〇一の一、三〇二の二及び三〇三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>二本木字クソ田のうち二四七の二並びに二四六の二及び二四七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>五の一部及びこれと一体をなす国有地 二本木字五反田のうち一九五の一、一九六の一、一九七の一、一九九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>今在家字蓮池</p>	<p>今在家字塚端</p>	<p>二本木字四反田</p>
<p>今在家字前谷田四一の四の一部、今在家字蓮池のうち四四の一の一部、四四の二の一部、四六の一の一部、四七の二、四八の一、四九の一、五〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、今在家字上井ノ上五一の一から五一の三まで、五二の一の一部、五二の二の一部、五四の一部、</p>	<p>今在家字塚端のうち二七の一、二七の二、二七の四、二七の六、二七の七、三〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、今在家字下タコロ三二の一及びこれと一体をなす国有地、今在家字前谷田四二の二、今在家字佃八二の一の一部、八五の二の一部、八六の一の一部及び八六の二の一部並びに七七の三、八五の二、八六の一、八六の二及び八七の一と一体をなす国有地の一部並びに今在家字シトリ田八八の一及び八八の三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>二本木字四反田のうち三二四及び三二八と一体をなす国有地の一部以外の区域 三〇二の一の一部、三〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、二本木字堂殿のうち三〇六の一部、三二二の一の一部、三二二の二、三二二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、二本木字四反田三二四及び三二八と一体をなす国有地の一部並びに今在家字鹿間三六八の五の一部、三六九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三六九の二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>五五の一部及び五七の一部、今在家字西井ノ上六八の一部及び六九の一部並びに六九と一体をなす国有地の一部並びに赤井手字西堂佛六七五の三の一部、六七五の四、六七六の一部、六七七の一部、六七八、六七九、六八〇の一部、六八一、六八二、六八三の一、六八三の四、六八四の一、六八五の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>今在家字上井ノ上 今在家字上井ノ上のうち五一の一から五一の三まで、五二の一の一部、五二の二の一部、五四の一部、五五の一部及び五七の一部以外の区域、今在家字シンチラ五八の一、五八の四、五九の三、五九の六の一部、五九の七、六〇の五及び六三並びに五八の三、五八の四及び六三と一体をなす国有地の一部、今在家字西井ノ上六四の一部、六六の一部、六八の一部、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字下塚本一七五の一の一部、一七五の二の一部、一七五の三の一部及び一七五の四の一部並びに一七五の一と一体をなす国有地の一部、今在家字上塚本一七六の一、一七六の二の一部、一七六の四の一部、一七六の五、一七六の六、一七六の七の一部、一七六の八、一七八の一の一部、一七八の二の一部、一七八の四及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字東反ヶ坪ノ式 五〇二の四、五〇三の四の一部、五〇三の五の一部、五〇四の一の一部、五〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤井手字下四反田五五四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに赤井手字西堂佛六七七の一部及び六八〇の一部並びに六</p>
<p>八〇の一と一体をなす国有地の一部 今在家字前谷田四一の四の一部、四二の八、四三及びこれらと一体をなす国有地並びに四一の六、四二の二及び四二の八と一体をなす国有地の一部、今在家字蓮池四四の一の一部、四四の二の一部及び四六の一の一部並びに四四の二及び四六の一と一体をなす国有地の一部、今在家字西井ノ上六四の一部、六六の一部、六七、六八の一部、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字下井ノ上の全域、今在家字洞ノ上二五〇の一、一五〇の二、一五一から一五五まで、一五六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一四九の一、一四九の三、一五〇の二、一五六の二及び一五七と一体をなす国有地の一部、今在家字下塚本一七三の一、一七三の四、一七三の五の一部、一七三の六の一部、一七四、一七五の一の一部、一七五の二の一部、一七五の三の一部及び一七五の四の一部並びに一七二の三、一七三の一、一七三の四、一七三の五、一七四及び一七五の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>今在家字佃 今在家字塚端三〇の六の一部、今在家字佃のうち八二の一の一部、八五の二の一部、八六の一の一部、八六の二の一部、八七の一の一部、八七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七七の三及び八七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、今在家字シトリ田八八の一の一部並びに八八の一及び八八の三と一体をなす国有地の一部並びに今在家字戸口一一六の二の一部、一一七の二、一三</p>

<p>今在家字シトリ田</p>	<p>三の二及び一三四の四並びに一一六の二、一一七の二、一一七の二、一一〇、一三二の四、一三三の二及び一三四の四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>今在家字棚下り</p>	<p>今在家字シトリ田のうち八八の一の一部、九五の二の一部、九五の四の一部並びに八八の一、八八の三、九五の二及び九五の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、今在家字佃八七の一の一部、八七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字棚下り九六の一部、一〇三の二、一〇四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに今在家字宇戸口一一六の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>今在家字宇戸口</p>	<p>今在家字棚下りのうち九六の一部、九七の二、九八の一の一部、九八の二、一〇〇から一〇二までの一部、一〇三の二、一〇四の二、一〇六の二の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに今在家字宇戸口一一一の一部、一一二の一部、一一三の一部、一一四の一部、一一五、一一六の一部及び一一七の二の一部</p>
<p>今在家字上塚本</p>	<p>今在家字宇戸口のうち一一一、一一二の一部、一一三の一部、一一四の一部、一一五、一一六の一部、一一六の二、一一七の二の一部、一一七の二、一三三の二及び一三四の四並びに一一一、一一二の一部、一一六の二、一一七の二、一一七の二、一一〇、一三二の四、一三三の二及び一三四の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>今在家字洞ノ上</p>	<p>今在家字洞ノ上のうち一五〇の一、一五〇の二、一五二から一五五まで、一五六の二、一六二の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一四九の二、一四九の三、一五〇の二、一五六の二及び一五七と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに今在家字下塚本一七一の三及び一七三の五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>今在家字下塚本</p>	<p>今在家字下塚本一六五、一六八、一六九の一、一七〇、一七一の一から一七一の三まで、一七二の二、一七三の二、一七三の五の一部、一七三の六の一部、一七五の二の一部、一七五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七一の三及び一七三の五と一体をなす国有地の一部、今在家字上塚本一七八の一の一部、一七九の一部及び一八〇の一部並びに一七九及び一八〇と一体をなす国有地の一部、今在家字東四反田一九四の一の一部、一九四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字西四反畑一九五の一部及びこれと一体をなす国有地並びに今在家字安木田三〇五の一部及び三〇五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>今在家字上塚本</p>	<p>今在家字シンチラ五八の三の一部、五九の一の一部、五九の二の一部、五九の六の一部及び六〇の二、今在家字上塚本のうち一七六の一、一七六の二の一部、一七六の四の一部、一七六の五、一七六の六、一七六の七の一部、一七六の八、一七八の二の一部、一七八の二の一部、一七八の四、一七九の一部、一八〇の一部、一八五の一部、一八六</p>

	<p>の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、今在家字下塚本一七五の三の一部、今在家字東四反田のうち一八七の二の一部、一八七の二、一八七の三の一部、一八八の二、一九四の二の一部及び一九四の二の一部並びに一八七の二、一九四の二及び一九四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに今在家字西四反畑一九五の一部、一九六の一部、一九七、一九九から二〇二までの一部、二〇五の一部、二〇七の一部、二〇八から二一一まで、二二二の二から二二二の三まで、二二三の二、二二四の二の一部、二二五の一部、二二六の一部、二二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>今在家字樋ノ口</p>	<p>今在家字西四反畑一九九の一部、二〇〇の一部、二〇三の二、二〇四、二〇五の一部、二〇六、二〇七の一部、二二四の二の一部、二二五の一部、二二六の一部、二二九の二の一部、二二二の二、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、今在家字下タハタのうち二二三の二、二二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、今在家字宝台寺二二七、二二八の二、二二九の一部、二三〇の二、二三一の二、二三二、二三三及びこれらと一体をなす国有地、今在家字樋ノ口二三四から二三六まで、二三七の一部、二三七の二の一部、二三八の二の一部、二二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに蚊屋字北志多の一部並びに一及び二の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>今在家字的場</p>	<p>今在家字樋ノ口二三八の二の一部、二三九の二の一部、二四〇の二の一部、二四一及びこれらと一体をなす国有地、今在家字的場のうち二四三の二の一部、二四八の二の一部、二五一の一部、二五二の一部、二五五の二の一部、二五九の二の一部、二六〇の二の一部、二六一の二、二六一の二の一部、二六一の三、二六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四五と一体をなす国有地の一部以外の区域、今在家字竹ノ下二八七の二の一部、二八八、二八九の二、二九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、蚊屋字前田二五の二及びこれと一体をなす国有地並びに蚊屋字的場二六の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>今在家字竹ノ下</p>	<p>今在家字下タハタ二二六の二の一部及びこれと一体をなす国有地、今在家字樋ノ口二三八の二の一部及び二三八の三の一部、今在家字的場二四五と一体をなす国有地の一部、今在家字竹ノ下のうち二六六の二、二六七、二六七の二、二八七の二の一部、二八八、二八九の二、二九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、今在家字安木田二九三、二九五の二、二九六の二、二九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに今在家字上坪三二〇、三二一の二の一部、三一七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>今在家字安木田</p>	<p>今在家字下塚本一六八と一体をなす国有地の一部、今在家字西四反畑一九五の二、一九六の二、二〇〇から二</p>

<p>今在家字上坪</p>	<p>○三までの一部、二〇五の一部、二二一の二の一部及び二二二、今在家字下タハタ二二三の一部及び二二六の一部並びに二二三と一体をなす国有地の一部、今在家字安木田のうち二九三、二九五の一部、二九六の二の一部、二九八から三〇〇までの一部、三〇一の二の一部、三〇一の二の一部、三〇五の一部及び三〇七の一部並びに二九三、二九五、二九六の二、二九八、三〇一の二、三〇五及び三〇七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>今在家字屋敷</p>	<p>今在家字安木田二九八から三〇〇までの一部、三〇一の二の一部、三〇一の二の一部及び三〇七の一部並びに三〇一の二及び三〇七と一体をなす国有地の一部並びに今在家字上坪のうち三〇〇、三〇一の一部、三〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>今在家字鹿間ノ上</p>	<p>今在家字屋敷のうち三四五、三四六の二、三四六の二及び三四九と一体をなす国有地の一部以外の区域、今在家字鹿間ノ上三六一の二の一部、三六一の二の一部、三六一の二の一部、三六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字鹿間三六三の二の一部及び三六四の二並びに三六四と一体をなす国有地の一部、今在家字八反田三七四の二と一体をなす国有地の一部並びに今在家字片淵三三七第一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>今在家字棚下り一〇六の二の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字字戸口一一一の一部、</p>	<p>今在家字棚下り九八の二の一部、一〇〇から一〇二までの一部、一〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字鹿間ノ上三三五の二の一部、三五六の四の一部、三五六の六の一部、三五六の八の一部、三五六の九、三五六の二〇から三五六の二二まで、三五七の二、三五七の三、三五八の二、三五八の三、三五九の二、三五九の三、三六〇の一部、三六一の二の一部、三六一の二の一部、三六一の二から三六一の二までの一部、三六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>今在家字鹿間</p>	<p>今在家字棚下り九八の二の一部、一〇〇から一〇二までの一部、一〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字鹿間ノ上三三五の二の一部、三五六の四の一部、三五六の六の一部、三五六の八の一部、三五六の九から三五六の二二まで、三五七の二、三五八の二、三五九の二、三六〇の一部、三六一の二の一部、三六一の二の一部、三六一の二から三六一の二までの一部、三六二の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字鹿間ノ上三六三の二の一部、三六四の二の一部、三六八の二、三六八の五、三六八の五、三六九の二、三六九の二及びこれらと一体をなす国有地、今在家字八反田三七四の二と一体をなす国有地の一部並びに二本木字堂殿三一二の二、三一二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>今在家字島田</p>	<p>今在家字片淵</p>	<p>今在家字八反田</p>
<p>今在家字島田のうち三八三の一、三八三の二、三八四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>今在家字竹ノ下二六六の一、二六七、二六七の一及びこれらと一体をなす国有地、今在家字屋敷三四五、三四六の一及び三四六の二と一体をなす国有地の一部、今在家字八反田三七四の一の一部、三七五の一の一部、三七五の二の一部、三七五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字片淵のうち三八五の四の一部、三八六の一部及び三八七の一の一部並びに三八五の四、三八六、三八七の一、三八七第一及び三九六と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに今在家字島田三八三の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>今在家字鹿間三六九の一部並びに三六五から三六九まで及び三七〇と一体をなす国有地の一部、今在家字八反田のうち八七四の一の一部、八七五の一の一部、八七五の二の一部、八七五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、今在家字島田三八三の一、三八三の二の一部、三八四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、今在家字片淵三八五の四の一部、三八六の一部、三八七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字松ヶ前三九八の六の一部及び四〇一の一部並びに三九八の六、四〇一及び四〇二の一と一体をなす国有地の一部並びに二本木字堂殿三一三の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>蚊屋字前田</p>	<p>蚊屋字高畑</p>	<p>蚊屋字北志多</p>
<p>蚊屋字高畑六の一の一部、七、九の一の一部、一五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、蚊屋字前田のうち</p>	<p>蚊屋字高畑のうち六の一、六の三、七、九の一、一五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六の一及び六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに赤井手字西支田四五七の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>今在家字的場二六一の一の一部、二六一の二の一部及び二六一の三、今在家字島田三八三の二の一部並びに三八三の一及び三八三の二と一体をなす国有地の一部、今在家字片淵三八五の四の一部並びに三八五の四及び三九六と一体をなす国有地の一部、今在家字松ヶ前のうち三九八の六の一部、四〇一の一部並びに三九八の六、四〇一及び四〇二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに蚊屋字松ノ下東一六九の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>蚊屋字北志多のうち一、二の一の一部、二の三の一部、三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、蚊屋字高畑六の一の一部、六の三、九の一の一部、一五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六の一及び六の二と一体をなす国有地の一部、今在家字宝台寺二二九の一部及び二三〇の三の一部並びに赤井手字西支田四六三の一の一部並びに四五七の一及び四六三の一と一体をなす国有地の一部</p>

<p>下新印字清水</p>	<p>下新印字片淵のうち一〇、一一、一二の一の一部、一二の二、一三、一四の一部、一七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下新印字河原端ノ二のうち二四の三の一部及び二六の一部並びに二三と一体をなす国有地の一部以外の区域、下新印字河原端ノ一 二九の一部、三〇の一部、三四の一部、三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字東向田三七の一の一部、三七の二の一部、三七の三、三九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字山道ノ北四一、四二、四三の一の一部、四三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、下新印字京塚ノ一 一九八の一部、一九九及びこれらと一体をなす国有地、下新印字堀田ノ三 六二の一の一部、六二の二の一部及び六二の二の一部、下新印字堀田ノ二 六二五の一の一部、六二六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字小河原六二七の一部及びこれと一体をなす国有地並びに赤井手字下片淵四四三の一部及び四四四の一部</p> <p>下新印字山道ノ北四六の一の一部、四七の一部、四八の</p>	<p>の三、一六三の一、一六三の三及びこれらと一体をなす国有地、蚊屋字芝原のうち一六五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに今在家的場二四三の一部、二四八の一の一部、二五一の一部、二五二の一部、二五五の一の一部、二五九の一部、二六〇の一部、二六一の一の一部、二六三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>下新印字京塚ノ二</p>	<p>下新印字河原端ノ一 三六の一の一部、三六の三及びこれらと一体をなす国有地、下新印字京塚ノ一のうち一九六の一の一部、一九六の二の一部、一九六の四の一部、一九七の一部、一九八の一部、一九九、二〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下新印字京塚ノ二 二〇一、二〇二及び二〇四の一並びに二〇一、二〇二、二〇三の二から二〇三の四まで、二〇四の一及び二〇四の二と一体をなす国有地の一部、赤井手字西支田四五一の一部、四五二の一部、四五三、四五四の一部、四五五、四五六の一の一部、四五八の二の一部、四五九の一部、四六〇、四六一の一部、四六二の一部及び四六四の一部並びに四五四、四五六の一、四五八の二、四六二及び四六四と一体をなす国有地の一部</p> <p>下新印字京塚ノ二のうち二〇一、二〇二及び二〇四の一並びに二〇一、二〇二、二〇三の二、二〇三の三、二〇三の四、二〇四の一及び二〇四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下新印字京塚ノ一</p> <p>一の一部、五〇の一部、五一の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字清水のうち五二の一の一部、五二の二の一部、五五の一部及び五六の一部並びに五二の一、五五、五六、五八の一、六〇の一、六〇の二及び六一と一体をなす国有地の一部以外の区域、下新印字西向田一八八の一の一部及び一八二と一体をなす国有地の一部</p>

下新印字竹下ノ一
 下新印字竹下ノ一 二〇六の一から二〇六の五まで、二〇七、二〇七の一、二〇八の一から二〇八の五まで、二〇九及び二一〇の一の一部並びに二〇六の一、二〇六の五、二〇八の一、二〇八の三及び二一〇の一と一体をなす国有地の一部

下新印字竹下ノ二
 下新印字竹下中江一五六の二から一五六の五までの一部、一五六の七の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字西向田一八六の一部及び一八七の一部、下新印字竹下ノ一 二二二の一部、二二二の二、二二三、二二四の一、二二四の二の一部、二二四の三、二二五、二二六の一、二二六の二の一部、二二六の三の一部、二二六の四から二二六の七まで、二二八の一部、二二九の一の一部、二二九の二、二二九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇七、二〇八の四、二〇八の五、二〇九、二一一、二二三及び二一四の三と一体をなす国有地の一部並びに下新印字竹下ノ二のうち二二〇の一の一部、二二二の一の一部、二二二の二、二二三の二の一部、二二四の三、二二四の四の一部、二二四の五の一部、二二五の一の一部、二二五の二の一部、二二五の五、二二五の六、二二五の七の一部、二二八の一の一部、二二九、二二九の四、二二九の五、二二九の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

下新印字竹下中江
 下新印字竹下中江のうち一五六の二から一五六の五までの一部、一五六の七の一部、一五九の一の一部、一五九の二の一部、一五九の四の一部、一六〇の一の一部、一六一の

下新印字宮ノ前
 一部、一六二の一部、一六四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五六の三、一五六の九及び一七九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに下新印字宮ノ前一四七の一の一部、一四八の一部及び一四九の二の一部

下新印字宮ノ前
 下新印字宮ノ前のうち一四五の一の一部、一四五の四の一部、一四七の一の一部、一四八の一部、一四九の二の一部、一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下新印字竹下中江一五六の七の一部、一五九の一の一部、一五九の二の一部、一五九の四の一部、一六〇の一の一部、一六一の一部、一六二の一部、一六四の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字竹下ノ一 二二六の二の一部、二二六の三の一部、二二八の一部、二二九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字竹下ノ二 二二〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字一トロ堂ノ二 二二六の一部、二二八の一部及びこれらと一体をなす国有地

下新印字一トロ堂ノ二
 下新印字竹下ノ二 二二〇の一の一部、二二二の一の一部、二二三の一部、二二九の四の一部、二二九の五、二二九の六及びこれらと一体をなす国有地、下新印字宮ノ前一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字一トロ堂ノ二のうち二二六の一部、二二八の一部、二二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

下新印字宮ノ前一四五の一の一部、一四五の四の一部、

<p>下新印 字一トロ堂ノ三</p>	<p>一五二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字一トロ堂ノ二 二二九の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに下新印字一トロ堂ノ三の全域</p>
<p>下新印字石田ノ一</p>	<p>下新印字石田ノ一のうち五三八の一部並びに五二三の一、五二三の三、五二四、五二五の一、五三五の二、五三六の二、五三六の四及び五三八と一体をなす国有地の一部以外の区域、下新印字青木ノ二 四八二の三、四八三の一及びこれらと一体をなす国有地、下新印字青木ノ一 五四〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに下新印字八多田ノ一 五五四の一部、五五五の一から五五五の三までの一部及び五五六の一部</p>
<p>下新印字青木ノ二</p>	<p>下新印字青木ノ二のうち四八二の三、四八三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下新印 字八多田ノ一</p>	<p>下新印字石田ノ一 五三八の一部及びこれと一体をなす国有地、下新印字青木ノ一 五三九、五四〇の一の一部、五四一の一、五四二の三、五四三、五四四の一、五四四の二、五四五の一、五四五の二、五四六の一、五四六の二、五四七、五四八の一から五四八の三まで、五四九の二の一部、五四九の四、五四九の六の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字八多田ノ一のうち五五〇、五五一の二の一部、五五三の四の一部、五五四の一部、五五五の一から五五五の三までの一部、五五六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下新印字山道ノ南五六三の一の一部及びこ</p>
<p>下新印 字八多田ノ二</p>	<p>これと一体をなす国有地、下新印字八多田ノ二 五六二の二の一部及び五五六の二と一体をなす国有地並びに下新印字平木ノ四 五七八の二の一部及び五七八の三の一部並びに五七八の二及び五七八の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下新印字山道ノ北五〇の一部、下新印字清水五二の一の一部及び五二の二の一部、下新印字石田ノ一 五二三の一、五二三の三、五二四、五二五の一、五三五の二、五三六の二及び五三六の四と一体をなす国有地の一部、下新印字八多田ノ一五五三の四の一部、五五五の三の一部、五五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五五三の四及び五五三の五と一体をなす国有地の一部、下新印字八多田ノ二のうち五六二の二の一部及び五六二の二と一体をなす国有地以外の区域並びに下新印字山道ノ南五六三の一の一部、五六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>下新印字平木ノ四 五七六の一部、五七七の一部、五七八の一から五七八の四までの一部及び五七八の二と一体をなす国有地の一部、下新印字山道ノ南五六九の一部及びこれと一体をなす国有地、下新印字平木ノ三のうち五七〇の一部、五七四の一の一部、五七四の二の一部、五七五の一の一部、五七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下新印字平木ノ一 六〇四の一の一部、六〇五の一の一部及び六〇五の二の一部並びに六〇三の一、六〇四の一、六〇五の一、六〇五の二及び六〇五の三と一体を</p>
<p>下新印字平木ノ三</p>	<p>下新印字平木ノ三のうち五七〇の一部、五七四の一の一部、五七四の二の一部、五七五の一の一部、五七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下新印字平木ノ一 六〇四の一の一部、六〇五の一の一部及び六〇五の二の一部並びに六〇三の一、六〇四の一、六〇五の一、六〇五の二及び六〇五の三と一体を</p>

<p>下新印字平木ノ二</p>	<p>下新印字青木ノ一 五四九の一、五四九の二の一部、五四九の六の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字八多田ノ一 五五〇、五五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字平木ノ三 五七四の一の一部、五七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字平木ノ四 五七六の一部、五七七の一部、五七八の一の一部、五七八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字平木ノ二のうち五八二の三、五八二の四、五八二の六、五八二の七、五八三の三から五八三の六まで、五八七の三から五八七の六まで、五八八の二、五八八の三、五八九の二、五八九の三、五九〇の二、五九〇の三及び五九二の七から五九二の一〇まで並びに五八二の三、五八二の四及び五八二の六と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下新印字平木ノ一</p>	<p>下新印字堀田ノ一 六一五の一から六一五の三までの一部、六一五の五の一部、六一八の一部及び六一九の一部並びに六一九と一体をなす国有地の一部、下新印字堀田ノ三 六二〇の一部、六二一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字堀田ノ二 六二三の二の一部、六二三の三の一部及び六二三の四の一部</p>
-----------------	---	-----------------	---

<p>下新印字下和田</p>	<p>下新印字堀田ノ一 六一三、六一三の一の一部、六一三の二から六一三の五まで、六一三の六の一部、六一四、六一五の一の一部、六一五の五の一部、六一六、六一七の一部、六一八の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字和田分のうち六五一の一の一部、六五一の二の一部、六五二の一の一部、六五二の二の一部、六五三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下新印字下和田のうち六三六の一の一部、六三七の三の一部、六三八の一の一部、六三九の一部、六四二の一の一部、六四二の二の一部、六四三の一の一部、六四四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤井手字中和田七九の四の一部及び七九の四と一体をなす国有地の一部並びに赤井手字下和田一〇三の一部、一〇四の一部、一〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字上和田六五六の一の一部及び六五七の一の一部並びに六五八と一体をなす国有地の一部</p>	<p>下新印字上和田</p>	<p>六〇五の一、六〇五の二及び六〇五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに下新印字堀田ノ一 六一二、六一三の一の一部、六一三の六の一部、六一五の一から六一五の三までの一部、六一九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
----------------	--	----------------	--

<p>地並びに二二八、一二九、一三〇、一三一、一三二及び一三四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>赤井手字重福寺 赤井手字南屋敷一九三の一、一九三の三、一九四の一、一九四の三、二〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九四の一、一九四の三、一九五の一、一九六の一、一九六の三及び二〇〇と一体をなす国有地の一部、赤井手字東屋敷二五四、二五六の三、二五六の五、二五七の二及び二五九の一と一体をなす国有地の一部、赤井手字東二六〇の三、二六一の三、二六二の三、二六三の一、二七一の三及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字重福寺のうち二七二の一、二七三の三、二七五の一、二七六から二八四まで、二八五の一、二八五の二、二八六、二八七、二八八の一から二八八の四まで、二八九、二九〇の一、二九〇の二、二九一から二九三まで、二九五、二九六の一、二九六の二、二九七から三〇〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに河岡字荒神田九一五の一、九一五の三、九一六の二から九一六の五まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>赤井手字南屋敷 赤井手字南屋敷のうち一九三の一、一九三の三、一九四の一、一九四の三、二〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九四の一、一九四の三、一九五の一、一九六の一、一九六の三及び二〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>赤井手字東屋敷 赤井手字東屋敷のうち二五四、二五六の三、二五六の五、二五七の二及び二五九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、赤井手字上欠田三四七及び三四八の一、赤井手字上小原三五六の三の一部、三五七、三五八、三五九の二の一部、三五九の二の一部、三六〇、三六一、三六二の一部、三六三の一部、三六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに赤井手字上四反田三六七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>赤井手字上小原 赤井手字上小原のうち三五二の一、三五二の五、三五三の三、三五三の四、三五五の四から三五五の六まで、三五六の一、三五六の三の一部、三五六の四、三五七、三五八、三五九の二の一部、三五九の二の一部、三六〇、三六一、三六二の一部、三六三の一部及び三六四の二の一部並びに三五二の一、三五二の五、三五二の九、三五五の六、三五九の二、三六〇から三六三まで及び三六四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、赤井手字上四反田三六七の一部、三七一の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字中四反田五二四の一部、五二五の二の一部、五二五の二の一部、五二五の八、五二六の一、五二六の四、五二七の一、五二八の一、五二八の二の一部、五二九の一、五三〇、五三一の一、五三二の一、五三三の一、五三四から五三六までの一部、五三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字下小原五六〇の一、赤井手字下四反田五四四の一部、五四五の一部、五四六の二の一部、五四七の一</p>	

<p>赤井手字向井手</p>	<p>部、五四八の一部、五四九の一部、五四九の二の一部、五四九の三、五五〇の一、五五〇の三、五五一及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字上堂佛六七四の一並びに赤井手字西堂佛六七五の三の一部、六七六の一部、六七七の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字向井手五五二の一、五五三、五五四、五五五の一、五五六、五五七の四、五五八の一、五五八の三、五五九の三、五五九の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>赤井手字西堂佛</p>	<p>赤井手字向井手のうち五五二の一、五五三、五五四、五五五の一、五五六、五五七の一、五五七の四、五五八の一、五五八の三、五五九の三、五五九の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>赤井手字西屋敷</p>	<p>赤井手字西堂佛のうち六七五の一、六七五の三、六七五の四、六七六から六八二まで、六八三の一、六八三の三、六八三の四、六八四の一、六八四の三、六八五の一、六八五の三、六八六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>赤井手字西支田</p>	<p>赤井手字上四反田三六七の一部、三七一の一部、三七五の二の一部、三七五の二の一部、三七六の一部、三七七の二の一部、三七七の三の一部、三七七の七及びこれらと一体をなす国有地並びに三七一及び三七五の一と一体をなす国有地の一部、赤井手字西屋敷のうち三八一の二の一部、三八一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤井手字寺ノ後一三〇と一体をなす国有地の一部、赤</p>

<p>赤井手字東支田</p>	<p>井手字上片淵四〇四の一の一部、四〇四の二の一部及び四〇六の三の一部並びに四〇四の一、四〇四の二及び四〇六の三と一体をなす国有地の一部並びに赤井手字東反ヶ坪志五一八の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>赤井手字西支田</p>	<p>赤井手字中支田四六八の一の一部、四六八の二の一部、四六八の二の一部、四七〇の一の一部及び四七一の一の一部並びに四六八の二及び四七一の一と一体をなす国有地の一部、赤井手字東支田のうち四七二の一の一部、四七二の三、四七四の一の一部、四七四の二、四七三、四七五の一の一部、四七七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四七四の一、四七五の二及び四七一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、赤井手字上高木四三五の一の一部、四三五の二、四三六の一、四三七の一部及び四三八の一部、赤井手字下高木のうち四八四の一の一部、四八四の二、四八五の一の一部、四八五の二の一部、四九二の三、四九二の四及び四九二の五並びに四九二の一、四九二の三、四九二の四及び四九二の五と一体をなす国有地の一部以外の区域、今在家字東四反田一八七の二、一八七の三の一部及び一八八の二並びに今在家字西四反畑二一三の三、二一四の二、二一九の二、二一九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二一四の一と一体をなす国有地の一部</p>

	<p>二の一部、四五九の一部、四六一の一部、四六二の一部、四六三の一部、四六四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤井手字中支田のうち四六八の一部、四六八の二の一部、四六九の二の一部、四七〇の二の一部及び四七一の二の一部並びに四六八の二及び四七一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、赤井手字下高木四八四の二の一部、四八四の二及び四八五の二の一部、今在家字西四反畑二四の二と一体をなす国有地の一部、今在家字宝台寺二二八の二、蚊屋字北志多一の一部、二の二の一部、三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字京塚ノ二二〇三の三及び二〇四の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>赤井手字上片淵</p>	<p>赤井手字上片淵四〇四の二の一部、四〇四の二の一部、四〇五の二、四〇六の二、四〇六の三の一部、四一一の三の一部、四一一の四の一部及び四一二の二から四一二の五まで並びに四〇四の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>赤井手字下片淵</p>	<p>赤井手字西河原一二二の一部、一二二の一部、一二四の一部、一二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一八及び一二二と一体をなす国有地の一部、赤井手字寺ノ後二二八、一三二の一部、一三四の二の一部、一四二の二の一部、一四三の一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二八から一三二まで及び一四二の二と一体をなす国有地の一部、赤井手字上片淵四一〇の二、</p>
	<p>四一一の二の一部、四一一の三の一部、四一一の四の一部、四一四の二、四一五の二、四一六、四一七の一部、四一八、四一九の二、四二〇の二、四二〇の二、四二一の二から四二二の三まで、四二二の二の一部、四二二の二、四二二の三、四二三の二の一部、四二三の二の一部、四二三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一〇の二、四一〇の三、四一二の三から四一二の五まで、四一四の二、四一五の二、四二〇の二、四二〇の二、四二二の二及び四二二の三と一体をなす国有地の一部、赤井手字下片淵四四二の二の一部、四四三の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字吉田のうち八の一部、九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、下新印字片淵一〇の二の一部、一一の二の一部、一二の二、一三、一四の一部、一七の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字小河原六二七の一部及び六二九の二の一部並びに六二七及び六二九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>赤井手字西河原</p>	<p>赤井手字西河原一一四の一部、一一七の一部、一一八、一一九から一二三までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤井手字下和田一〇五の二の一部、一〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字上片淵四一七の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字吉田八の二の一部、九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字片淵一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字堀田ノ一六一七の一部、六一八の一部及びこれらと</p>

<p>新たに画する字の名称</p> <p>河岡字吉崎</p>	<p>廃止する字の名称</p>	<p>一体をなす国有地、下新印字堀田ノ二、六二三の一から六二三の四までの一部、六二五の二の一部、六二五の七、六二六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、下新印字小河原のうち六二七の一部及び六二九の二の一部並びに六二七及び六二九の二と一体をなす国有地一部以外の区域、下新印字下和田六三六の二の一部、六三七の三の一部、六三八の一の一部、六三九及びこれらと一体をなす国有地並びに下新印字和田分六五二の二の一部、六五三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>河岡字荒神田九二〇の一の一部、九二〇の二、九二二の一の一部、九二二の二、九二四の一の一部、九二四の二、</p>	<p>今在家字宝台寺、今在家字東四反田、今在家字西四反畑、今在家字シンチラ、今在家字西井ノ上、今在家字下タハタ、下新印字吉田、下新印字河原端ノ一、下新印字河原端ノ二、下新印字東向田、下新印字山道ノ北、下新印字西向田、下新印字青木ノ一、下新印字山道ノ南、下新印字平木ノ四、下新印字堀田ノ一、下新印字堀田ノ二、下新印字堀田ノ三、下新印字小河原、下新印字和田分、赤井手字上高木、赤井手字下四反田、赤井手字上四反田、赤井手字中四反田、赤井手字西反ケ坪、赤井手字東反ケ坪ノ式、赤井手字東反ケ坪巻、赤井手字中支田及び赤井手字下高木</p> <p>同上の区域（昭和五十二年二月十日現在の地番による。）</p>	<p>九二四の三、九二五から九二七までの一部、九二八の一の一部、九二八の二及びこれらと一体をなす国有地、河岡字吉崎下九三一の一から九三一の四まで、九三二の一の一部、九三二の二、九三二の三、九三三の一部、九三四の一から九三四の四まで、九三五の一及びこれらと一体をなす国有地、河岡字漆原一四七、一一四八及び一一四九の一と一体をなす国有地の一部、赤井手字東二六五の一及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字重福寺二八二から二八四までの一部、二八五の一、二八五の二、二八六、二八七、二八八の一から二八八の四まで、二八九、二九〇の一、二九〇の二、二九一の一部、二九三の一部、二九五、二九六の一、二九六の二、二九七、二九八から三〇〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤井手字東河原三〇一の一の一部、三〇一の二の一部、三〇二の一部、三〇三の一部、三〇四、三〇五の一部、三〇六から三〇九まで、三一〇の一、三一〇の二、三一二の一、三一五の一、三一五の二、三一五の四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに赤井手字松尾河原ノ巻 三一六の一、三一八の一部、三二〇の二の一部、三二〇の三の一部、三二二の一部、三二二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>赤井手字欠田</p> <p>赤井手字東二六三の三と一体をなす国有地の一部、赤井手字松尾河原ノ巻 三二二の一部、三二三の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字松尾河原ノ式 三三九の一部、赤井手字上欠田三四〇の一部、三四一の一部、三四</p>	<p>赤井手字東二六三の三と一体をなす国有地の一部、赤井手字松尾河原ノ巻 三二二の一部、三二三の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字松尾河原ノ式 三三九の一部、赤井手字上欠田三四〇の一部、三四一の一部、三四</p>	<p>赤井手字東二六三の三と一体をなす国有地の一部、赤井手字松尾河原ノ巻 三二二の一部、三二三の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字松尾河原ノ式 三三九の一部、赤井手字上欠田三四〇の一部、三四一の一部、三四</p>

赤井手字松尾河原

二の一、三四二の二、三四三、三四四の一の一部、三四四の二の一部、三四五の一部、三四六の一部、三四八の三、三四八の五、三四九、三五〇、三五一の一、三五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤井手字上小原三五二の一の一部、三五二の五、三五三の三の一部、三五三の四、三五五の四から三五五の六まで、三五六の一、三五六の四及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字下小原五六三の一の一部、五六四の一部、五六五の一の一部、五六五の二、五六六の一の一部、五六六の二の一部、五六七及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字下欠田五六八の一、五六八の二、五六九、五七〇の一から五七〇の三までの一、五七一の一部、五七三、五七三の一の一部、五七三の二の一部、五七四の一部、五七五の一部及びこれらと一体をなす国有地

赤井手字松尾河原ノ卷 三一八の一の一部、三二〇の二の一部、三二〇の三の一部、三二一から三二三までの一部、三二四から三二六まで、三二七の一、三二七の二、三二八、三二九、三三〇の一、三三二、三三三、三三三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤井手字松尾河原ノ式 三三四から三三六まで、三三七の一、三三七の二、三三八、三三九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤井手字上欠田三四〇の一部、三四一の一部、三四四の一の一部、三四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三四四の一と一体をなす国有地の一部、赤井手字下欠田

赤井手字明寿庵

五七〇の一の一部、五七一の一部、五七一の一の一部、五七三の一の一部、五七三の二の一部、五七四の一部、五七五の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字欠田河原ノ卷 五七六から五七九まで、五八〇の一、五八〇の二、五八一の一、五八一の二、五八二、五八三及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤井手字欠田河原ノ式 六〇八の一、六〇八の四の一部、六一〇、六一二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤井手字西中島ノ上六二〇の一の一部、六二二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

赤井手字向井手五五七の一、五五八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字下小原五六一の一部、五六二の一部、五六四の一部、五六五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字欠田河原ノ式 六一二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字西中島ノ上六一三の一部、六一四から六一七まで、六一八の七の一部、六一三の一部、六二四から六二六まで、六二七の一部、六三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字西中島ノ下六四二、六四三、六四六の一、六四六の二、六四九及びこれらと一体をなす国有地並びに六四〇から六四五まで及び六四六の一と一体をなす国有地の一部、赤井手字下明寿庵の全域、赤井手字上明寿庵の全域、赤井手字上堂佛六七二の一部、六七二の一、六七二の二、六七三の一、六七三の二、六七四の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

赤井手字蕪池

有地、赤井手字西堂佛六七五の二の一部、六八三の三の一部、六八四の三の一部、六八五の三の一部、六八六及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字下堂佛のうち六九二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、赤井手字西天神免七〇〇の二、七〇一の一及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字中天神免七〇二の一、七〇二の三、七〇三の一、七〇三の三、七〇四の二、七〇四の三及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字東天神免七一三の一、七一一の三から七一一の五まで、七一四の七及びこれらと一体をなす国有地並びに七一四の四及び七一六の三と一体をなす国有地、今在家字亀ヶ尻一の一部及びこれと一体をなす国有地、赤井手字下欠田五七〇の一から五七〇の三までの一部、五七一の一部、五七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

赤井手字西蕪池七四四、七四五から七四八までの一部、七四九の二の一部、七四九の三、七五〇から七五三まで、七五四の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字中蕪池のうち七四〇の一部、七四二の一部、七四三の二の一部、七四三の四の一部、七四三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤井手字東蕪池七二四の二の一部、七二五の二の一部、七二六、七二七の二、七二七の三、七二八、七二九の三、七二九の四、七三〇の二、七三〇の三、七三六の二、七三六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部、今在家字小豆田一四の二の一部、二本木字上河原三

今在家字谷田

の二の一部、三の二の一部、四の二の一部、四の三、六の二の一部、六の三、七の一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字東大龍庵八八から九〇までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地

今在家字亀ヶ尻一の一部及びこれと一体をなす国有地、今在家字向谷田四及びこれと一体をなす国有地、今在家字前谷田三九の一、四〇、四一の五、四二の七及びこれらと一体をなす国有地並びに三九の一及び三九の五と一体をなす国有地の一部、今在家字蓮池四七の二、四八の一、四九の二、五〇の一及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字西堂佛六八三の三の一部、六八四の三の一部、六八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字下堂佛六九二の一部及びこれと一体をなす国有地、赤井手字西天神免六九三の三の一部並びに六九三の三及び六九三の四と一体をなす国有地の一部

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域(昭和五十二年二月十日現在の地番による。)

河岡字漆原

河岡字漆原のうち一一四七、一一四八及び一一四九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

河岡字荒神田

河岡字荒神田のうち九一五の一、九一五の三、九一五の四、九一六の二から九一六の五まで、九二〇の一、九二〇の二、九二一の一、九二一の二、九二四の二から九二四の三まで、九二五から九二七まで、九二八の一、九二八の二

<p>河岡字吉崎下</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>河岡字吉崎下のうち九三二の一から九三二の四まで、九三二の一から九三二の三まで、九三三、九三四の一から九三四の四まで、九三五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	
<p>赤井手字東</p>	<p>赤井手字東二六〇の一、二六〇の五、二六一の一、二六二の一、二六三の三、二六四、二六五の一部、二六六から二六九まで、二七〇の一、二七一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤井手字重福寺二七二の一、二七三の三、二七五の一、二七六から二八一まで、二八二から二八四まで的一部、二九一の一部、二九二、二九三の一部、二九八から三〇〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字東河原三〇一の一の一部、三〇一の二の一部、三〇二の一部、三〇三の一部、三〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字松尾河原ノ巻 三二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字上欠田三四五の一部、三四六の一部及びこれらと一体をなす国有地、河岡字荒神田九一五の四、九一六の一、九二〇の一の一部、九二二の一の一部、九二四の一の一部、九二五から九二七まで的一部、九二八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並び、に河岡字吉崎下九三二の一の一部、九三三の一部</p>
<p>赤井手字東河原</p>	<p>赤井手字東河原三一〇の一、三二二の一及び三二五の一と一体をなす国有地の一部並びに赤井手字重福寺二九六の</p>
<p>赤井手 字松尾河原ノ巻</p>	<p>一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>赤井手 字松尾河原ノ巻</p>	<p>赤井手字松尾河原ノ巻のうち三二六の一、三二八の一、三二〇の二、三二〇の三、三二二から三二六まで、三二七の一、三二七の二、三二八、三二九、三三〇の一、三三一、三三二、三三三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>赤井手 字松尾河原ノ巻</p>	<p>赤井手字松尾河原ノ巻のうち三三四から三三六まで、三三七の一、三三七の二、三三八、三三九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>赤井手字上欠田</p>	<p>赤井手字上欠田三四八の八</p>
<p>赤井手字下小原</p>	<p>赤井手字上小原三五二の一の一部、三五三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤井手字向井手五五八の三の一部、五五九の一、五五九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに赤井手字下小原五六〇の三、五六〇の八、五六一の一部、五六二の一部、五六三の一の一部、五六四の一部、五六六の一の一部、五六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>赤井手 字欠田河原ノ巻</p>	<p>赤井手字欠田河原ノ巻のうち五七六から五七九まで、五八〇の一、五八〇の二、五八一の一、五八一の二、五八二、五八三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>赤井手 字欠田河原ノ巻</p>	<p>赤井手字欠田河原ノ巻のうち六〇八の一、六〇八の四、六</p>

<p>赤井手 字西中島ノ上</p>	<p>一〇、六一二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>赤井手 字西中島ノ下</p>	<p>赤井手字西中島ノ上 六〇八の四の一部及び六一二の一部並びに六〇八の四及び六一二と一体をなす国有地の一部並びに赤井手字西中島ノ上のうち六一三の一部、六一四から六一七まで、六一八の七の一部、六二三の一部、六二四から六二六まで、六二七の一部、六三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>赤井手 字西中島ノ下</p>	<p>赤井手字西中島ノ下のうち六四二、六四三、六四六の二、六四六の二、六四九及びこれらと一体をなす国有地並びに六三七の三、六三九の二、六四二から六四五まで及び六四六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>赤井手字上堂佛</p>	<p>赤井手字上堂佛六七一の一部、六七四の三の一部、六七四の五並びに赤井手字西堂佛六七五の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>赤井手字西天神免</p>	<p>赤井手字西天神免六九三の二、六九三の三の一部、六九三の四から七九三の六まで、六九四、六九五から六九九までの一部、七〇〇の二の一部、七〇一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六九四、七〇〇の二、七〇一の二及び七〇一の二と一体をなす国有地の一部並びに赤井手字西狐池七四五から七四八までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>赤井手字東天神免</p>	<p>赤井手字東天神免のうち七一の二の一部以外の区域、赤井手字東天神免七〇四の二の一部及び七一〇の一部並びに七〇四の二及び七一〇と一体をなす国有地の一部、赤井手字中狐池七四二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに赤井手字西狐池七四五の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>赤井手字東狐池</p>	<p>赤井手字東狐池のうち七二四の二、七二五の二、七二六、七二七の二、七二七の三、七二八、七二九の三、七二九の四、七三〇の二、七三五の二、七三六の二、七三六の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>今在家字向谷田</p>	<p>今在家字向谷田のうち四及びこれと一体をなす国有地以外の区域、今在家字小豆田一一の二から一一の三までの一部、一三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字下タコロ三七の一及び三七の二と一体をなす国有地の一部、赤井手字西天神免六九五から六九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに赤井手字西狐池七四八</p>

<p>今在家字大龍庵</p>	<p>今在家字小豆田一二の一から一二の三までの一部、一三、一三の二、一三の三の一部、一四の一、一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、今在家字大龍庵のうち一六の一部、一七の一部、一八の一部、一九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、今在家字塚端二七の一、二七の二、二七の四、二七の六、二七の七及びこれらと一体をなす国有地、今在家字下タココロ三六の三及び三七の一と一体をなす国有地の一部、赤井手字西蕪池七四八の一部、七四九の一部、七五四の一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字東大龍庵九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字上龍庵九三の一部及び九四の一部並びに九三及び九四と一体をなす国有地の一部並びに二本木字東平垣一七七の一部並びに一七七及び一七八と一体をなす国有地の一部</p>
<p>今在家 字下タココロ</p>	<p>今在家字下タココロのうち三二の一及びこれと一体をなす国有地並びに三七の一及び三七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>今在家字前谷田</p>	<p>今在家字前谷田のうち三九の一、四〇、四一の四、四一の五、四二の七、四二の二、四二の八、四三及びこれらと一体をなす国有地並びに四一の六及び四二の八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>二本木字上河原</p>	<p>二本木字上河原のうち三の一の一部、三の二の一部、四</p>
<p>今在家字大龍庵</p>	<p>のの一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>二本木字下河原</p>	<p>のの一部、四の三、六の一部、六の二、七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、二本木字下河原三五の一部、三七の一部、四一の一部、四二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字下案内寺七六の一部、七六の二の一部、七七の一部、七八、二本木字上案内寺七九、八〇の一部、八一の一部、八一の二、八一の三、八六の一部、八七及びこれらと一体をなす国有地、二本木字東大龍庵八八から九〇までの一部、九一の一、九一の二の一部、九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>二本木字下案内寺</p>	<p>のの一部、四の三、六の一部、六の二、七の一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字下案内寺七六の一部、七六の二の一部、七七の一部、七八、二本木字上案内寺七九、八〇の一部、八一の一部、八一の二、八一の三、八六の一部、八七及びこれらと一体をなす国有地、二本木字東大龍庵八八から九〇までの一部、九一の一、九一の二の一部、九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>二本木字下河原</p>	<p>のの一部、四の三、六の一部、六の二、七の一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字下案内寺七六の一部、七六の二の一部、七七の一部、七八、二本木字上案内寺七九、八〇の一部、八一の一部、八一の二、八一の三、八六の一部、八七及びこれらと一体をなす国有地、二本木字東大龍庵八八から九〇までの一部、九一の一、九一の二の一部、九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>〇八の一部、一〇九の一部、一一〇の一部、一一〇の二、一一一の一部、一一一の二、一一二の一部、一一二の二並びに二本木字治部寛一一三の一部、一一三の二の一部、一一四の一部、一一五の一部、一一六の一、一一七の一部、一一八の一部、一一九の一部、一二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>二本木字上案内寺 二本木字下案内寺六七の一部、六八の一部、七三の一部、七六の一部、七六の二の一部、七七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字上案内寺八〇の二の一部、八〇の二、八一の二の一部、八二から八四まで、八六の一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字東大龍庵九〇の一部、九一の二の一部、九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字上大龍庵九三の一部、九四の一部、九五、九六、九八、一〇二、一〇三から一〇六までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、二本木字下大龍庵一〇八の二の一部、二本木字東平垣一七二から一七四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、今在家字小豆田一四の一と一体をなす国有地の一部並びに今在家字大龍庵一六の一部、一七の一部、一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>二本木字治部寛 二本木字治部寛一二五の一部、一一八の一部、一一九の一部、一二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二本木字榎懸り一二一の一及び一二一の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>二本木字榎懸り 二本木字榎懸り一二一の三</p>	<p>二本木字大向 二本木字下大龍庵一〇八の一部、一〇九の一部、一一〇の二の一部、一一一の二の一部、一一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字治部寛一一三の二の一部、一一三の二の一部、一一四の一部、一二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字榎懸りのうち一二一の三並びに一二一の一及び一二一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、二本木字大向の全域並びに二本木字大向ノ二 一四四の一部、一四五の二の一部、一四六の一部、一四七の二、一四七の二、一四八の二、一四八の二の一部、一四九、一五〇の二の一部、一五二、一五三の一部、一五五の一部、一五九の一部、一六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>二本木字大向ノ二 二本木字上大龍庵一〇三から一〇六までの一部、一〇七及びこれらと一体をなす国有地、二本木字下大龍庵一〇八及びこれらと一体をなす国有地、二本木字大向ノ二 一四四の一部、一四五の二の一部、一四六の一部、一四八の二の一部、一五〇の二の一部、一五三の一部、一五五の一部、一五六、一五八、一五九の一部、一六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、二本木字大向ノ二 一六七から一六九まで、一六九の二、一七〇、一七一及びこれらと一体をなす国有地並びに一六三、一六四の五、一六五の二、一六六から一七〇までと一体をなす国有地の一部、二本木字東平垣</p>

<p>一七二から一七四までの一部、一七五、一七六、一七七の一部、一七八及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに今在家字大龍庵一八の一の一部、一九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>二本木字上大向</p>
<p>一七二から一七四までの一部、一七五、一七六、一七七の一部、一七八及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに今在家字大龍庵一八の一の一部、一九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>二本木字上大向のうち一六七から一六九まで、一六九の一、一七〇及び一七二並びに一六三、一六四の五、一六五の一、一六六から一六九まで、一六九の一及び一七〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>赤井手字下欠田、赤井手字下明寿庵、赤井手字上明寿庵、赤井手字下堂佛、赤井手字西狐池、赤井手字中菰池、今在家字亀ヶ尻、今在家字小豆田、二本木字東大龍庵、二本木字上大龍庵、二本木字下大龍庵及び二本木字東平垣</p>
-----------------	--

鳥取県告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三保地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十二年十一月八日現在の地番による。）</p>
<p>大字笠見字仙隠シ</p>	<p>大字笠見字仙隠シのうち八〇〇の一の一部、八〇〇の六の一部、八〇〇の七、八〇〇の八及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇〇の六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字笠見字奥萩野</p>	<p>大字笠見字仙隠シ八〇〇の一の一部、八〇〇の七及び八〇〇の八並びに八〇〇の六と一体をなす国有地の一部、大字笠見字切石ヶ平ル七九六の二から七九六の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七九六の一と一体をなす国有地の一部、大字田越字御越シ頭一一一の二六、一一一の二八、一一一の二九及びこれらと一体をなす国有地、大字八橋字牧ノ内三四七三の二六の一部並びに三四七三の二三から三四七三の二六までと一体をなす国有地の一部並びに大字笠見字奥萩野の全域</p>
<p>大字笠見字切石ヶ平ル</p>	<p>大字笠見字切石ヶ平ルのうち七九六の二から七九六の五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七九六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八橋字牧ノ内</p>	<p>大字笠見字仙隠シ八〇〇の六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字八橋字牧ノ内のうち三四七三の二三から三四七三の二六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三四七三の二三及び三四七三の三〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字八橋字岩船山</p>	<p>大字八橋字岩船山の全域並びに大字八橋字牧ノ内三四七三の二三から三四七三の二五まで及び三四七三の二六の一部並びに三四七三の二三、三四七三の二六及び三四七三の三〇と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字田越 字御越シ頭</p>	<p>大字田越字御越シ頭のうち一一一の二六、一一一の二八、一一一の二九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る箕蚊屋地区第二工区の換地処分を行つたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る箕蚊屋地区第三工区の換地処分を行つたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る箕蚊屋地区第四工区の換地処分を行つたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る箕蚊屋地区第六工区の換地処分を行つたので、同法同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡東伯町大字三保五八一番地二農事組合法人三保果樹生産組合ほか八人の者から同人が行う土地改良事業に係る三保地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年一月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】